

審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉・援護課 生活・就労一体型支援担当
内線番号	693-8243

No.	項目	内容
①	処分名	生活困窮者住居確保給付金支給申請に係る処分
②	法令名	生活困窮者自立支援法
③	法令番号	平成25年法律第105号
④	根拠条項	第5条第1項・第2項
⑤	処分権者	知事(委任先:丹後広域振興局長、南丹広域振興局長、山城広域振興局長)
⑥	法令の定め	第5条第1項 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第2条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 第2項 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
⑦	審査基準	・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(平成27年3月27日社援発0327第2号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関 当該処分機関	
⑫	問合せ	福祉・援護課 生活・就労一体型支援担当(075-693-8243)
⑬	備考	